

令和6年度保育施設等利用案内

令和6年度の保育施設等の利用についての案内です。
内容をよく御確認の上、申込みください。



新規用

問 い 合 わ せ 先

◇石巻地区	保健福祉部子ども保育課 TEL：95-1111	保育運営係 内線2514・2515・2524 2527・2529
◇河北地区	河北総合支所市民福祉課 TEL：62-2116	保健福祉係 内線153
◇雄勝地区	雄勝総合支所市民福祉課 TEL：57-2113	保健福祉係 内線311
◇河南地区	河南総合支所市民福祉課 TEL：72-2113	保健福祉係 内線264
◇桃生地区	桃生総合支所市民福祉課 TEL：76-2111	保健福祉係 内線235
◇北上地区	北上総合支所市民福祉課 TEL：67-2113	保健福祉係 内線233
◇牡鹿地区	牡鹿総合支所市民福祉課 TEL：45-2113	保健福祉係 内線153

石 巻 市

※この利用案内に掲載している情報は、令和5年9月30日現在のものです。
今後変更となる可能性もあります。

目 次

	ページ
1. 利用申込みから利用開始までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
石巻市内認可保育所（園）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 施設について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3. 令和6年4月新規入所申込みについて・・・・・・・・	4
4. 入所申込みの条件・・・・・・・・	6
5. 教育・保育給付認定について・・・・・・・・	7
6. 保育料（利用者負担額）・食材料費（副食費）について	8
7. 時間外保育・延長保育について・・・・・・・・	10
8. 広域入所について・・・・・・・・	12
9. 入所申込みに必要な書類について・・・・・・・・	14
10. Q & A・・・・・・・・	18
11. 保育料・食材料費（副食費）基準額・・・・・・・・	20

※この利用案内では、公立保育所、私立認可保育所（園）、認定こども園（保育所部分）及び小規模保育事業所をあわせて「保育所」と記載しています。

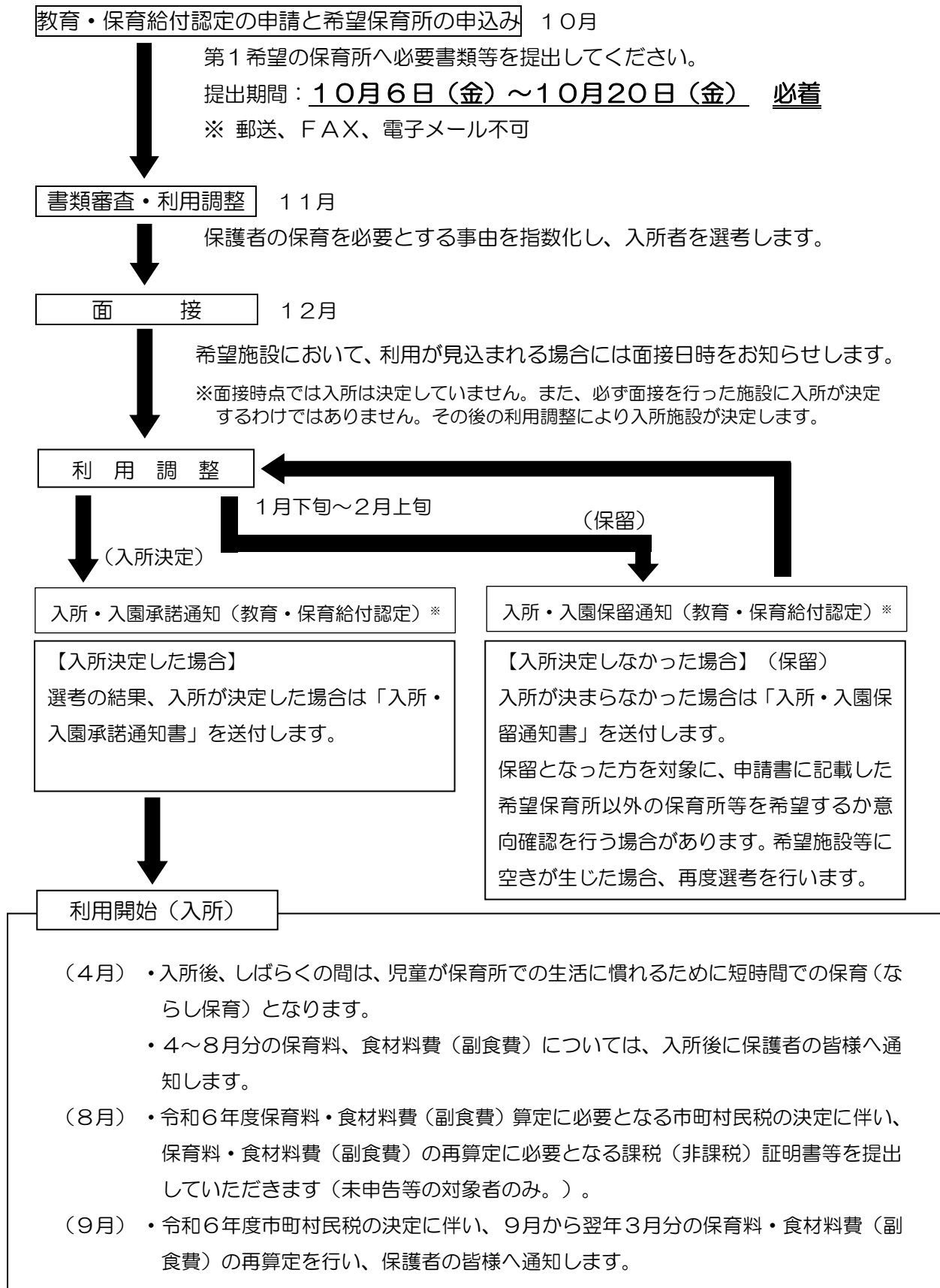
●令和6年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス	生年月日
0歳児	令和 5年4月2日(2023年)～
1歳児	令和 4年4月2日(2022年)～令和 5年4月1日(2023年)
2歳児	令和 3年4月2日(2021年)～令和 4年4月1日(2022年)
3歳児	令和 2年4月2日(2020年)～令和 3年4月1日(2021年)
4歳児	平成31年4月2日(2019年)～令和 2年4月1日(2020年)
5歳児	平成30年4月2日(2018年)～平成31年4月1日(2019年)

令和6年4月1日時点の年齢によりクラスが決定します。

※年度途中で誕生日を迎えても、その年度のクラス区分は変わりません。

1. 利用申込みから利用開始までの流れ



※以前交付していた「支給認定証」は、入所・入園承諾通知、入所・入園保留通知又は保育料決定通知等において、認定状況を記載することに替え、今後再発行をすることはありません。

石巻市内認可保育所（園）一覧

（令和5年9月30日時点）

- 備考欄に受け入れ可能月齢の表記がある保育所（園）・小規模保育事業所は、次の事業を行っています。
 - ・乳児（0歳児）→ 乳児保育
- 備考欄に「〇」の表記がある保育所（園）・小規模保育事業所は、それぞれ次の事業を行っています。
 - ・障 → 障がい児保育 ・一 → 一時保育 ・延 → 延長保育*1 ・土 → 土曜保育*2
 - *1 延長保育に表示（〇）がある施設は通常の開所時間を越える時間帯まで延長して保育を実施している施設となります（有料）。
 - *2 土曜保育の表示が「午前」の施設は正午までの開所（園）となります。
 - *3 定員については、現在入所（園）されている児童を含むため新規で入所（園）できる児童には限りがございます。

区分	地区	保育所名	運営主体	所在地	電話	定員	備考				
							乳児 (0歳児)	障	一	延	土
公立保育所	石巻	石巻保育所	石巻市	大手町8-21	22-3936	65	-	○	-	-	午前
		渡波保育所	石巻市	さくら町三丁目14	24-0660	70	3ヶ月～	○	-	-	午前
		鹿妻保育所(※1)	石巻市	鹿妻北二丁目6-3	22-0940	55	-	○	○	-	午前
		蛇田保育所	石巻市	蛇田字新金沼406-1	22-4575	90	-	-	-	○	1日
		若草保育所(※1)	石巻市	向陽町四丁目8-8	95-0186	60	-	○	-	-	午前
		水押保育所	石巻市	水押二丁目11-20	95-8130	40	-	○	-	-	午前
		ふたば保育所	石巻市	大街道北一丁目2-83	96-3539	80	-	○	-	-	午前
		水明保育所	石巻市	水明南一丁目12-21	96-8916	35	-	-	-	-	午前
	釜保育所(※2)	社会福祉法人なかよし会 (指定管理者による運営)	三ツ股三丁目1-1	24-6113	60	2ヶ月～	-	-	-	1日	
	河北	飯野川保育所	石巻市	栢野谷字本屋敷23-2	62-2355	50	6ヶ月～	○	-	-	1日
		河北保育所	石巻市	小船越字後223-2	90-9888	70	6ヶ月～	○	○	-	午前
	雄勝	雄勝保育所	石巻市	雄勝町小島字和田123	25-6351	20	6ヶ月～	○	-	-	午前
	河南	前谷地保育所	石巻市	前谷地字黒沢前88-1	72-3004	50	6ヶ月～	-	-	-	午前
		和刈保育所	石巻市	和刈字日照5	72-2136	40	-	○	-	-	午前
		鹿又保育所(※3)	石巻市	鹿又字新八幡前37-2	74-2004	60	-	-	-	-	午前
		須江保育所(※3)	石巻市	須江字塩下前4-1	73-4333	40	新規の受け入れはありません				
		北村保育所	石巻市	北村字暮ヶ崎一17-2	73-3885	40	-	-	○	-	午前
	桃生	桃生新田保育所	石巻市	桃生町新田字西町30	76-4123	70	6ヶ月～	○	-	-	午前
	北上	相川保育所	石巻市	北上町十三浜字崎山181	61-2008	30	-	-	-	-	午前
牡鹿	牡鹿地区保育所	石巻市	鮎川浜清崎山7	45-3177	30	6ヶ月～	○	-	-	午前	

※1 鹿妻保育所及び若草保育所は令和7年3月末で廃止し、令和7年4月から民間の事業者が運営する代替施設（保育所）となります。
 ※2 釜保育所については、公設民営の施設です。
 ※3 鹿又保育所及び須江保育所は令和8年3月末で廃止し、令和8年4月から民間の事業者が運営する代替施設（保育所）となります。
 なお、須江保育所については、令和7年4月から休止となるため、新規の受け入れはありません。
 ※4 今後、公立保育所は統廃合が計画されております。詳しくは石巻市ホームページに掲載しております「第2期 石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」をご覧ください。

区分	地区	保育所名	運営主体	所在地	電話	定員 (※5)	備考				
							乳児 (0歳児)	障	一	延	土
こども園 公立認定	石巻	湊こども園	石巻市	八幡町一丁目6-22	22-4657	30	-	-	-	-	1日
						60					
こども園 私立認定	北上	北上こども園	石巻市	北上町十三浜字小田93-4	67-2932	9	6ヶ月～	○	-	-	午前
						51					

※5 認定こども園（公立及び私立）の定員は、上段に1号認定（教育）、下段に2・3号認定（保育）を掲載しております。

区分	地区	保育所名	運営主体	所在地	電話	定員	備考				
							乳児 (0歳児)	障	一	延	土
私立認可保育所	石巻	なかよし保育園	社会福祉法人なかよし会	中里三丁目 10-7	96-4551	60	2ヶ月～	-	○	-	1日
		インターナショナル'リスクール' ビ' ヲヲ	社会福祉法人夢みの里	大橋三丁目 8-1	93-0078	60	5ヶ月～	-	-	○	1日
		ブルーバードインターナショナル'リスクール'	社会福祉法人夢みの里	蛇田字北経塚 19-2	25-6201	100	5ヶ月～	-	-	○	1日
		石巻ひがし保育園	社会福祉法人輝宝福祉会	伊勢町 198-2	90-4664	60	2ヶ月～ (※6)	-	-	○	1日
		石巻たから保育園	社会福祉法人輝宝福祉会	蛇田字沖 13	90-4990	60	2ヶ月～ (※6)	-	-	○	1日
		ケキッ' あゆみの保育園	株式会社ケヤキ福祉	門脇字青葉西 108	25-6131	90	3ヶ月～	-	-	○	1日
		乳幼児保育園ミルク	特定非営利活動法人乳幼児 保育園ミルク	のぞみ野二丁目 1 番地 5	96-5178	80	2ヶ月～	-	-	○	1日
		レイホー - インターナショナル'リスクール'	社会福祉法人夢みの里	門脇字二番谷地 13-814	98-9754	75	5ヶ月～	-	-	○	1日
		ケキッ' さくらまち保育園	株式会社ケヤキ福祉	渡波字栄田 6-1	98-6990	80	3ヶ月～	-	-	○	1日
		ケキッ' のぞみの保育園	株式会社ケヤキ福祉	あゆみ野五丁目 1-7	24-6501	90	3ヶ月～	-	-	○	1日
	リトルメイド' インターナショナル'リスクール'	社会福祉法人夢みの里	流留字中 1-2	98-8904	50	5ヶ月～	-	-	○	1日	
	河南	広淵保育所	社会福祉法人ひろぶち	広淵字新泉沢 351-1	73-2332	60	5ヶ月～	-	-	○	1日
メロン保育園		社会福祉法人歩みの会	鹿又字学校前 43-1	75-2590	150	2ヶ月～	-	-	○	1日	
私立認定こども園	石巻	石巻ひまわりこども園	社会福祉法人石巻ひまわり会	住吉町二丁目 5-26	95-3553	4 96	4ヶ月～	-	-	○	1日
		さくらこども園	社会福祉法人喬希会	大街道西二丁目 7-47	25-7876	15 75	4ヶ月～	-	-	○	1日
		いしのまきせつらぶ'リスクール'	社会福祉法人夢みの里	開成 1-4-7	25-6201 (※7)	10 90	5ヶ月～	○	-	○	1日
		穀町幼稚園 (※8、※9)	学校法人桂林学園	山下町 1丁目 2-4-2	22-5684	75 20	-	-	-	-	-
	河南	アリスこども園	社会福祉法人喬希会	須江字大谷地 53-1	98-8556	15 70	4ヶ月～	-	-	○	1日
小規模保育事業所	石巻	GENK I っこ保育園石巻園	株式会社GENK I っこ	恵み野六丁目 3-16	98-8461	12	2ヶ月～	-	-	-	1日
		ケキッ' へびた保育園	株式会社ケヤキ福祉	蛇田字坪寺 2-2	98-4031	19	3ヶ月～	-	-	○	1日
		ビ' タバ' ソ石巻南中里園	株式会社キッズコーポレー ション	南中里二丁目 6-14	98-5201	12	2ヶ月～	-	-	○	1日
		ケキッ' にばんやち保育園	株式会社ケヤキ福祉	門脇字二番谷地 13-350	98-4428	19	3ヶ月～	-	-	○	1日
		小規模保育事業所ちるびよ	特定非営利活動法人和	新成二丁目 1-7	98-6151	19	3ヶ月～	-	-	-	1日
		石巻中里メリー保育園	株式会社オフィスK	駅前北通り二丁目 9-21	98-5326	19	2ヶ月～	-	-	○	1日
		ハビネス保育園南境	株式会社エルプレイス	南境字新待井 73	25-7136	19	2ヶ月～	-	-	○	1日
		吉田保育園	株式会社吉田保育園	蛇田字新坪寺 174-1	93-1312	19	3ヶ月～	-	-	○	1日

※6 産休明けであること。また詳細は面接によります。

※7 問い合わせ先であるブルーバード'インターナショナル'リスクールに繋がります。

※8 穀町幼稚園は、令和6年4月から、こども園へ移行する予定です。また、穀町幼稚園は、1・2号認定(3～5歳児)のみとなります。

※9 お盆期間休業(8月12日～8月17日)や、創立記念日休業(10月中旬頃)があります。



2. 施設について

施設名	施設内容	対象年齢
保育所（園）	保護者の就労や病気などの理由により家庭で児童の保育ができないとき、家庭に代わって保育を実施する児童福祉施設です。	0～5歳児*
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。	0～5歳児*
小規模保育事業所	少人数で保育を行う施設です。家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。	0～2歳児

(1) 施設の種類の種類

※施設によって受入年齢（月齢）は異なります。

公立保育所、私立保育所ともに同じ法律に基づいて運営しておりますので、保育料、設置及び運営に関する基準の違いはございません。ただし食材料費（主食費・副食費）は各施設により異なります。詳しい説明はP24を御覧ください。

3. 令和6年4月新規入所申込みについて

(1) 新規申込みに関する手続きについて

- ① 対象 令和6年4月からの入所を希望される方
- ② 申請期間 令和5年10月6日（金）～10月20日（金） **必着**
（ただし、日曜、祝日は除く。）
- ③ 受付時間 月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時まで）
土曜日（午前8時30分～正午まで）
- ④ 入所案内の配布場所 第1希望の保育所から受け取ってください。
※市役所（各総合支所を含む。）窓口や郵送、FAX、電子メールでの配布・受付はしていません。
※広域入所（石巻市以外の保育施設）を希望される方は、市役所2階子ども保育課へ来庁願います。
- ⑤ 申込方法 「第1希望の保育所」に必要書類（P14を参照ください。）を御提出ください
（郵送・FAX・電子メール不可）。

⑥ 施設見学について

施設見学については、直接保育所に電話連絡し、日程調整の上、児童と一緒に見学してください。新型コロナウイルス感染状況等により、施設見学ができない場合がございますので、御了承願います。見学可能な場合は、保育所の指示に従いマスクの着用や手指消毒の実施に御協力願います。

⑦ その他

期間を過ぎて申込みをした場合、期間内に申込みをした方の入所決定後の審査となり、定員に余裕がある場合に、優先度の高い方から順に利用調整することとなります。

(2) 入所申込みにおける注意点

- ① 提出書類は、「申込締切日」までに全て提出ください。
- ② 入所の申込みには、「保育を必要とする事由」が必要です。
※障がい児保育を希望する場合も同様です。
※入所の選考には、「保育を必要とする事由」が影響しているため、申込書に変更があった場合は必ず申し出てください。
- ③ 申込書類に「虚偽の記入」又は「事実と異なる記載」があった場合は、入所決定を取り消すことがあります。
- ④ 希望保育施設は、最大で第8希望まで御記入いただけますが、全て記入していただく必要はありません。通勤時間等を考慮し、利用が可能な範囲内で記入するようにしてください。申込書は「第1希望保育所」へ提出してください。
なお、複数の保育所にそれぞれ書類を提出している場合、全ての利用申込みが無効となります。
- ⑤ 入所を希望する保育所が1か所のみの場合は、第2希望以降は記入しないでください。ただし、入所の調整が難しい場合があります。
- ⑥ 保育所の受入状況により、第1希望の保育所で入所決定できず、第2希望以降の保育所で入所決定する場合があります。
- ⑦ 1号認定と2号認定・3号認定との併願はできません。
- ⑧ 令和5年度に待機児童となっている方で、令和6年度の入所を希望される方は、改めて申込みが必要となります。
- ⑨ 入所希望日は、原則「各月の初日」からです。
- ⑩ 令和6年4月入所を希望する際は、申込期間内に提出できるように準備を行ってください。申込期間を過ぎて提出した場合は、二次利用調整の対象となることがあります。二次利用調整とは、1回目の利用調整を行った結果、定員に満たなかった場合や入所決定者の辞退で空きができた場合などに行う2回目の利用調整のことです。
- ⑪ 年度途中での転所は、非常に困難です。保育方針や送迎距離などをよく検討した上で申込みください。
- ⑫ 過去の保育料に未納がある場合、保育所の入所審査において優先順位が下がります。

(3) 面接について

新規申込みの児童の場合、利用が見込まれる施設において面接を行います。利用が見込まれる場合の面接の日時は、後日お知らせします。指定の面接日に児童と一緒に御越しください。

(4) 入所決定について

入所申込書等の提出書類をもとに、保育を必要とする事由等を総合的に判断し給付認定及び入所の可否を決定します。※申込順ではありません。

定員を超える申込みがあった場合、保護者の就労状況等を勘案し、保育を必要とする度合いの大きい方から入所決定を行います。定員を超える申込みのため希望する保育所へ入所ができなかった場合、第2希望以降の保育所に入所することもあります。

また、各こども園の1号認定区分への申込みにつきましては、定員を超えた場合、抽選となる可能性がございます。

4. 入所申込みの条件

「保育所」は、保護者の就労や疾病などにより、児童を家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育する施設です。「集団生活を経験させたい」などの理由だけでは、入所申込みはできません。

(1) 入所申込みの条件

- ① 令和6年4月1日時点で、石巻市に住民登録をしていること（途中入所申込みの場合は申込時点で住民登録していること。）。
- ② 保護者（父母いずれも）が右表のような状況にあり、保育を必要とする事由があること。
詳しくはP15を参照ください。

（保育を必要とする事由）

父	母
就労	就労
	妊娠・出産
疾病・障がい	疾病・障がい
介護・看護	介護・看護
求職活動	求職活動
就学	就学
虐待・DV	虐待・DV

(2) 「保育を必要とする事由」の補足説明

- ① 「求職活動」を理由に保育所の入所を希望する場合
認定期間は原則、入所した日から3か月までとなっており、もし3か月以内に就労できない場合は退所となります。
- ② 「妊娠・出産」を理由に保育所の入所を希望する場合
出産月の翌月から2か月を超えて入所を継続するには他の要件（育児休業を除く。）が必要となります。育児休業を取得する場合は退所となります。
- ③ 育児休業中に保育所の入所を希望する場合
育児休業中は御家庭で保育が出来るため、保育所の入所申込みはできません。そのため、育児休業中に保育所の利用申請を行う場合は、育児休業から復職することを前提とした申請となります。保育所等の利用が決まった場合には、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職していただく必要があります。
※4月入所の場合は5月1日までに復職してください。
※復職予定日が5月2日～6月1日の場合は入所可能日が5月1日となります。復職後、2週間以内に「復職の状況が記載された就労証明書」を提出してください。

(3) 新生児の申込みについて

出産前の申込みは、出産予定日が令和5年12月31日以前のお子さんが対象となりますので、まだ出産されていない場合でも申込みは可能です。ただし、入所希望日に各施設の受入可能な月齢に達することが必要です。受入れの月齢については、P2～3に記載の石巻市内認可保育所（園）一覧を御確認ください。

(4) 転入予定者の申込みについて 詳細はP12へ

他の市町村から石巻市へ転入予定の方は、令和6年3月31日までに石巻市への転入手続き（転入届出書の提出）が条件となります（令和6年4月1日以降の転入手続きは

入所取消しになります。)。転入次第、住所変更届を子ども保育課または各総合支所市民福祉課へ御提出ください。

転入予定日が令和6年4月1日以降の場合は石巻市では入所申込みを受付できませんので、居住している市町村へ広域入所として入所申込みを行ってください。

5. 教育・保育給付認定について

保育所の利用にあたっては、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。教育・保育給付認定申請は保育所入所申込みと同時に行いますので、特別な手続きは不要です。

(1) 教育・保育給付認定の種類

教育・保育給付認定には、3つの認定区分があります。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が満3歳以上。 ・幼稚園での教育を希望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が満3歳以上。 ・「保育を必要とする事由」に該当し、保育所での保育を希望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が満3歳未満。 ・「保育を必要とする事由」に該当し、保育所での保育を希望する。
対象クラス	3歳～5歳	3～5歳	0～2歳
利用時間	4時間 (教育標準時間)	11時間(保育標準時間) あるいは 8時間(保育短時間)	11時間(保育標準時間) あるいは 8時間(保育短時間)
利用できる主な施設	認定こども園 幼稚園	認定こども園 保育所	認定こども園 保育所 小規模保育事業所

※幼稚園、認定こども園(1号認定：教育を希望する場合)に入園を希望する場合、教育・保育給付認定の事由は必要ありません。

(2) 教育・保育給付認定の事由に応じた保育必要量

教育・保育給付認定(2号認定・3号認定)を受ける方は、保護者の就労時間等に応じて保育が利用できる時間(保育必要量)も認定します。

保育必要量については、「保育標準時間」、「保育短時間」の2つの区分があります。

《利用時間》

保育必要量の区分	利用できる時間
保育標準時間	1日あたり最長11時間 (公立の場合は7時30分から18時30分まで)
保育短時間	1日あたり最長8時間 (公立の場合は8時30分から16時30分まで)
教育標準時間	4時間 (公立の認定こども園の場合は9時00分から13時00分)

《保育の必要性の事由ごとの保育必要量》

教育・保育給付認定の事由 (保育を必要とする理由)	保育必要量
就労 (就職先の内定、自営、営業、 農業・漁業、内職を含む。)	① 就労時間が月48時間以上120時間未満の場合 ⇒ 保育短時間 ② 就労時間が月120時間以上の場合 ⇒ 保育標準時間
育児休業	保育短時間
妊娠・出産	保育標準時間または保育短時間
疾病・障がい	保育短時間
家族の介護・看護	保育短時間
心身の障がい	保育短時間
求職活動	保育短時間
就学	① 就学時間が月48時間以上120時間未満の場合 ⇒ 保育短時間 ② 就学時間が月120時間以上の場合 ⇒ 保育標準時間
虐待やDV	保育標準時間または保育短時間

前頁利用時間を越えて預ける場合は、各施設へ延長保育の利用申込みが必要です。

また、私立認可保育所においては、保育標準時間及び保育短時間の利用時間帯が施設によって異なりますので、あらかじめ御確認ください。

6. 保育料（利用者負担額）、食材料費（副食費）について

令和元年10月から、3歳以上のお子さんと住民税非課税世帯の0～2歳児のお子さんを対象とした幼児教育・保育の無償化が開始されました。

3歳児～5歳児クラスのお子さんについては、幼児教育・保育の無償化により保育料が無償となり、給食に係る食材料費（副食費）を負担していただきます。

0歳児～2歳児クラスのお子さんについては、父及び母の市町村民税の所得割額の合計額を用いて保育料を決定し、市町村民税非課税世帯のみ無償化の対象となります。

●無償化の対象と認定区分

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象クラス	3歳～5歳	3～5歳	0～2歳
保育料無償化の対象	無償化の対象	無償化の対象	市町村民税非課税世帯のみ無償化の対象。

保育料の月額や食材料費徴収の有無については、次の事項に基づき決定されます。保育料・食材料費（副食費）基準額表はP20～24に記載しております。

(1) 保育料月額料金について

同居・別居を問わず、父及び母の市町村民税の所得割額の合計額を基に算定します。保育料を決定する際の市町村民税課税額は、配当控除、住宅借入金控除、寄附金税額控

除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除等の適用を受ける前の金額で算出されます。父及び母の市町村民税均等割額が「0円」の場合は、その他の家計の主宰者（祖父母等）が対象になる場合があります。※1

公立保育所、私立認可保育所、小規模保育事業所での保育料の違いはありません。

※1 同居の扶養義務者（祖父母、児童の18歳以上の兄弟姉妹等）がいる世帯において、生計が父母の収入のみで成り立っていないと認められる場合は、同居者のうち、最も収入を得ている方を「家計の主宰者」と認定し、父母とその認定された家計の主宰者の市町村民税所得割額を合算し、保育料を算定します。住民票上で別世帯となっても、「同じ敷地内の別棟住宅」や「二世帯住宅」等の場合で、生計が同一であるときは「同居」とみなします。ひとり親の方で婚姻関係にはないが、パートナーと同居している場合は生計が同一とみなし、保護者とパートナー2人分の所得割額を合算し保育料を算定します。

(2) 食材料費（副食費）について

3歳～5歳児クラスの入所児童については、保育料は無償となりますが、食材料費（副食費）を毎月負担していただきます。食材料費（副食費）の有無については、保育料同様、父及び母の市町村民税の所得割額の合計額を基に算定します。食材料費（主食費・副食費）は各施設により異なりますので、P20～P24を御確認ください。

保育料・食材料費（副食費）の決定における注意点

保育料・食材料費（副食費）算定の基礎資料となる父母（児童の扶養義務者）の市町村民税額が不明の場合、保育料・食材料費（副食費）基準額表の最高階層（1号認定の場合は第7階層、2号認定又は3号認定の場合は第11階層）を仮保育料・仮食材料費（副食費）として決定します。

※市民税が未申告の方は、収入がない方であっても、原則、市民税の申告が必要となります。

※保育料決定後に、市町村民税額の変更があった場合には、課税証明書等の必要書類を添えて申出を行っていただく必要があります（申出後、保育料の再計算を行います）。

※市町村民税額が未確定（未申告、税関係書類が未提出）の場合、税額が確定するまでの間、仮保育料（第11階層額）で決定します。書類提出後、市町村民税額に変更が生じた場合は、変更後の書類を再度提出願います。

(3) 保育料・食材料費（副食費）・延長保育料の納付先・納付方法について

	保育料支払先	食材料費支払先	延長保育料支払先
公立保育所 公立こども園	石巻市	石巻市	石巻市
私立保育所（園）	石巻市	各施設へ直接支払い （一部主食費含む。）	各施設へ直接 支払い
小規模保育事業所	各施設へ直接 支払い	—	各施設へ直接 支払い
私立こども園	各施設へ直接 支払い	各施設へ直接支払い （主食費含む。）	各施設へ直接 支払い

毎月の保育料・食材料費（副食費）は、原則、口座振替により納付していただきます（指定金融機関での手続きが必要です。）。

御指定の口座から毎月末日（末日が土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日）に引き落としとなります。

《口座振替の手続きについて》

- 「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、押印の上、お取引先の金融機関に直接提出してください。「保護者控」は大切に保管してください。
- ペイジー口座振替受付サービス（※）での手続きも可能です。詳しくはお問い合わせください。
※市役所担当課窓口等に設置する専用端末に金融機関のキャッシュカードを読み取らせることで、簡単に口座振替登録が完了するサービス
- ・新規の口座振替の手続き完了までは、45～60日ほどかかります。それまでは「納付書」でのお支払いとなりますので、納期限までに最寄りの金融機関等で納付してください。
- ・口座振替の手続きは、お子さんごとに必要です。お子さんごとに翌年度以降も継続されることとなります。
- ・兄弟姉妹で保育料・食材料費（副食費）の引き落としに同じ口座をご利用の場合でも、新規入所した児童（兄弟姉妹）についてはその児童分として新たに手続きが必要です。
- ・残高不足等で保育料・食材料費（副食費）が口座振替できなかった場合には「口座振替の不能のお知らせ」と併せて「納付書」をお送りいたします。支払期限までに最寄りの金融機関等で納付してください。
- ・毎月の納期内に保育料・食材料費（副食費）が支払われなかった場合は「督促状」を送付します。
- ・保育料・食材料費（副食費）を滞納すると、勤務先・自宅などへの電話や調査を行い、給料等の差押等の滞納処分を受けることがありますので御注意ください。

7. 時間外保育・延長保育について

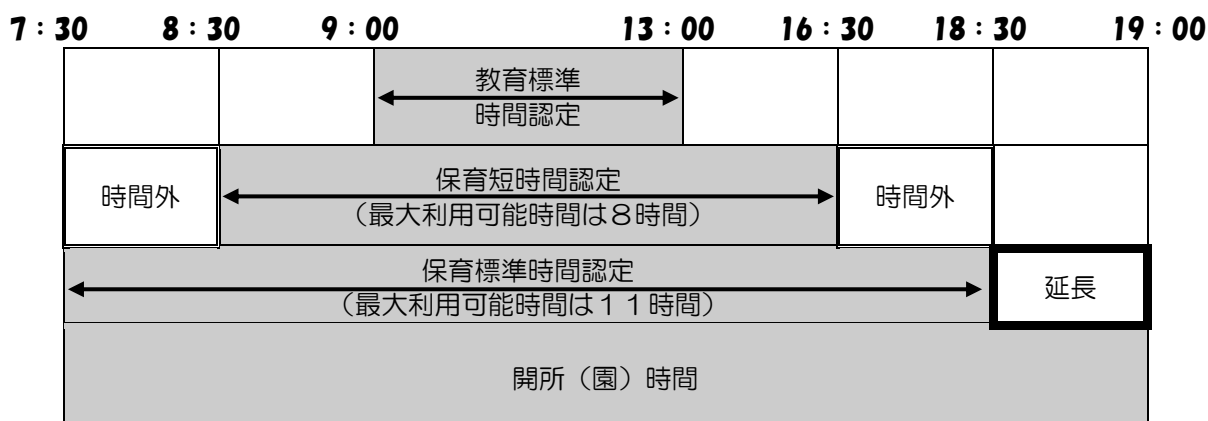
時間外保育・延長保育とは、保護者などが仕事などの理由でやむを得ず、通常の保育時間を超えてしまう場合に、時間を延長して子どもを預けられる制度です。延長保育を利用した場合、保育料に含まれない部分になるので、利用された時間を別途延長保育料として徴収します。時間外保育・時間外保育の利用料金は以下のとおりです。

(1) 時間外・延長保育料について

区分	金額
1回当たり30分以内	150円
1回当たり30分を超え1時間以内	300円
1回当たり1時間を超え1時間30分以内	450円
1回当たり1時間30分を超え2時間以内	600円
1回当たり2時間を超え2時間30分以内	750円

(2) 利用時間の考え方

下の図で示した時間は公立の場合です。私立については施設によって異なります。



【 注 意 】

①全ての施設で19時まで延長保育を実施しているわけではありません。公立の場合は蛇田保育所のみです。私立は施設によって異なりますので、希望される施設へお問い合わせください。

②登所時から8時間又は11時間以内であれば追加の料金(延長保育料)なしで利用できるということではありません。

(例) 保育短時間認定の方が「10時に登所したので18時まで(時間外・延長料金なしで利用できる)わけではありません。

③1日の中で保育短時間または保育標準時間の前後(朝・夕)に時間外・延長保育を実施する場合は、それぞれ1回と数え、利用料金を徴収します。

(例) ・朝の時間外保育を20分利用⇒時間外・延長保育料：150円

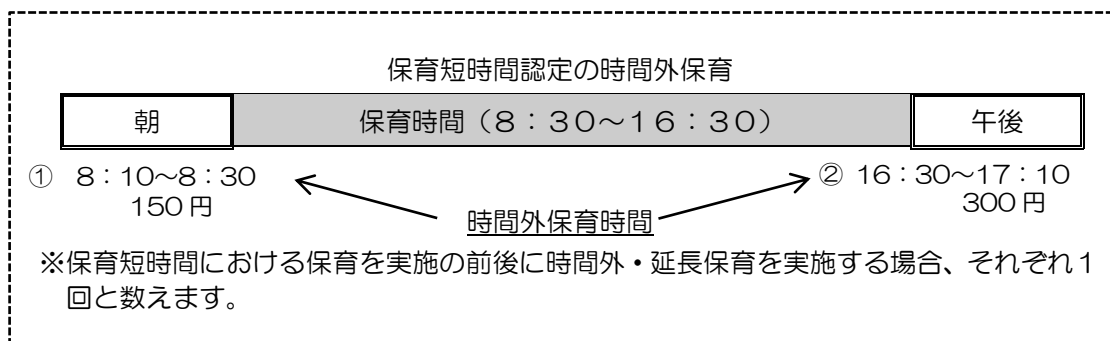
(1回当たり30分以内)

・夕の時間外保育を40分利用⇒時間外・延長保育料：300円

(1回当たり30分を超え1時間以内)

(上記③の図解説明)

朝の時間外保育を8時10分から8時30分まで利用し、かつ、午後の時間外保育を16時30分から17時10分まで利用した場合の時間外・延長料金について



合計 (①+②) = 450円 (①150円+②300円)

したがって、時間外保育料は450円となります。



8. 広域入所について

「広域入所」とは、児童の住民票がある市町村とは別の市町村にある保育所を利用することをいいます。

- 具体的には、① 石巻市在住で石巻市外の保育所を利用する場合
② 石巻市以外の市町村在住で石巻市内の保育所を利用する場合のこと。

- 申込みに当たって、① 保育所の所在市町村において広域入所の取扱いをしていること
② 広域入所が必要となる明確な事由が存在することが条件となります（申込みが行えない場合もあります。）。
なお、広域入所が必要となる事由の消滅や、入所希望保育所のある市町村において待機児童がある場合等は、入所できないことがあります。

(1) 石巻市在住で、石巻市以外の保育所を希望する場合

石巻市子ども保育課で入所申込みを受付けます。石巻市と入所希望保育所のある市町村が協議を行い、受け入れを受託された場合に入所が可能となります。

なお、石巻市を転出予定で、転入予定先の市町村に入所申込みを行う場合は、市町村ごとに取り扱いが異なりますので、事前に確認してください。

<石巻市から他市町村の保育所に申込みされる方へのお願い>

入所希望保育所のある市町村に、次のことを確認してください。

- ①市外在住者の入所申込みができない市町村もありますので、受付が可能であるかどうか。
- ②入所希望保育所のある市町村の入所申込締切日
- ③入所選考方法、入所可能期間、入所申込みに関して注意すべきこと。
- ④入所申込みの提出先、用紙の指定について等

(2) 石巻市以外の市町村在住で、石巻市内の保育所を希望する場合

前記と同様に、保育所の入所の希望ができます。この場合、入所申込みは教育・保育給付認定保護者の住民票がある市町村で、指定の用紙で申込みしてください。広域入所では最大1年間（入所した年度の年度末までの期間）の入所となり、毎年度、入所の協議を行うこととなります。

※前年度まで広域入所で入所していた場合でも、翌年度、必ずしも継続して入所できるとは限りません。なお、石巻市への転入予定者については一定の条件（P6に掲載）に当てはまる場合のみ石巻市へ直接入所申込みをすることができます。

<石巻市以外の市町村在住者の選考について>

入所審査は**石巻市民の方を選考した後**に、入所可否を決定します。

原則、二次利用調整からの対象となります。二次利用調整とは、1回目の利用調整を行った結果、定員に満たなかった場合や入所決定者の辞退で空きができた場合などに行う2回目の利用調整となります。

1回目の利用調整で、**定員を超えた保育所への入所はできません。**

また、広域入所の可否の通知については、通常のお知らせ時期と異なります。

(3) 申込窓口・保育料の支払先について

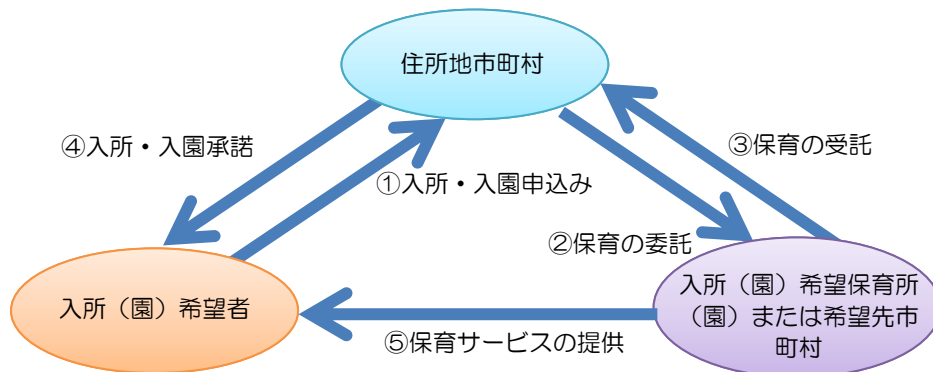
① 石巻市在住で、石巻市以外の保育所を希望する場合	
申込窓口	石巻市子ども保育課
保育料 支払先	(公立保育所の場合) 希望保育所のある市町村
	(私立保育所の場合) 石巻市
	(私立こども園・小規模保育事業所) 施設で徴収
② 石巻市以外の市町村在住で、石巻市内の保育所を希望する場合	
申込窓口	お住まいの各市町村担当窓口
保育料 支払先	(公立保育所の場合) 石巻市
	(私立保育所の場合) お住まいの各市町村
	(私立こども園・小規模保育事業所) 施設で徴収

※食材料費の支払先は各施設に御確認願います。

(4) 広域入所の申込手続きについて

入所申込みに通常要する書類のほか、「広域入所希望理由書」の提出が必要となります。

(5) 広域入所の手続きの流れ (イメージ)



※お住まいの市町村を通しての手続きとなります。提出された申込書を基に自治体間で協議し、入所調整をします。

9. 入所申込みに必要な書類について

入所申込みにには以下の書類が必要です。書類を全て揃えた状態で提出してください。書類が不足している場合は受付できません。なお、提出された書類は返却できませんので、コピー等をとって保管することをおすすめします。

※利用申込書類について、記載事項に虚偽のあった場合には申請および申込みが無効になります。

(1) 申込みに必要な書類

●すべての方に必要となる書類

必要な書類		注意点
1	教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書 ※個人番号確認書類及び本人確認書類の写しを添付願います。	表下の注意事項を確認願います。 個人番号カード、本人確認書類については、(3)を確認願います。
2	保育の必要性がわかる書類	保護者それぞれの状況により必要な書類が異なりますので、次の(2)の表を確認してください。
3	お子さんの状況について	入所希望児童1人につき1部提出してください。 ※2人以上入所希望の方は、それぞれ必要です。

●状況により必要となる書類

1	心身状況調査	障がい児保育を希望される方のみ。障がい児保育の利用に当たっては、「保育を必要とする事由」に該当し、集団生活が可能な児童となります。
2	その他添付書類	(4)を確認してください。

【注意事項】

- ・入所希望児童1人につき1部提出してください。
- ・児童が兄弟姉妹などで2人以上入所希望の方は、それぞれ提出してください。
- ・世帯分離している場合も同居している家族全員分を記載してください。
- ・単身赴任の家族、婚姻関係にない同居人（内縁）等については、「備考」欄に「単身赴任」、「内縁」等と記載してください。
- ・幼稚園に在園又は入園予定の児童がいる場合は、「勤務先、就学先の職業、学校名」欄に「〇〇幼稚園（予定）」と記載してください。

(2) 保育の必要性がわかる書類(父母それぞれ1部)

給付認定の事由	提出が必要な書類の名称	書類の詳細	給付認定の有効期間 ※注意事項
<p>■就労</p> <p>■就職先が内定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 	<p>単身赴任の場合も提出が必要。 申込時に就労予定の場合は、就労開始後、就労の状況が記載された就労証明書を改めて提出する。</p>	<p>最長で小学校に入学するまで</p> <p>※就労証明書について</p> <ul style="list-style-type: none"> 必ず就労先で作成してもらう 証明日から3か月以内のものを提出 写しでも可
<p>■就労 (自営、営業、漁業等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 前年分の確定申告書の写し 	<p>新たに起業する場合は、入所が確定した年に確定申告の写しの提出が必要。</p>	
<p>■内職</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 内職収入を証明する書類(税の申告書類等)の写し 		
<p>■育児休業から復帰</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 	<p>復職予定年月日に日付が記載された就労証明書を提出する。</p>	
<p>■妊娠・出産</p>	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳の写し 又は医師の診断書 	<p>母子手帳表紙(保護者名)と分娩予定日が記載されたページをコピーし添付する。</p>	<p>出産(予定)月とその前後2か月の間(計5か月)</p>
<p>■疾病 (児童の保護者が病気・負傷のため、その児童の保育ができない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書 	<p>病名・病状・必要な療養期間(記載が可能な場合)・児童を家庭保育できない状況にあるかについて記載された診断書を提出する。</p>	<p>療養の必要がなくなる日まで(診断書に記載されている期間)</p> <p>※診断書に期間の記載がない場合は最長3か月</p>
<p>■心身の障がい (児童の保護者が心身に障がいがあるため、その児童の保育ができない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し 		<p>最長で小学校に入学するまで</p>
<p>■家族の介護・看護 (児童の家庭に介護が必要な高齢者、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟があり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない)</p>	<p>[介護の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証及びケアプランの写し(介護) 介護・看護申立書 	<p>ケアプランは、介護事業所の証明を提出する。</p>	<p>介護・看護の必要がなくなる日まで(医師の診断書等に記載されている期間)</p> <p>※診断書に期間の記載がない場合は最長3か月</p>
	<p>[看護の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書(看護) 介護・看護申立書 	<p>診断書は、医師の証明を受ける。家族の看護に関しては診断書の様式については問わない。</p>	

給付認定の事由	提出が必要な書類の名称	書類の詳細	給付認定の有効期間 ※注意事項
■求職活動 (起業の準備を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 求職活動に関する申立書 求職中であることがわかる書類 	求職中であることがわかる書類とは求職カード・雇用保険受給資格者証等。就労後、「就労証明書」を提出する。	原則、入所した日から3か月(父母でそれぞれ3か月ずつ求職を事由にすることはできません。)
■就学 (大学、専門学校、職業訓練学校等に在学又は入学予定)	<ul style="list-style-type: none"> 学生証、在学証明書等 	在学期間や在学時間(時間割表)が記載されている書類の写しを添付する。 申込時に就学していない場合は、合格通知書の写しを添付し、就学後に在学証明書を提出する。 申込時に可否が決定していない場合は、受験票の写しを添付し、合格通知書が届き次第、速やかに提出する。合格通知書の提出がない場合は教育・保育給付認定を取り消すことがある。	卒業又は修了予定月の末日まで
■虐待やDV	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の被害者保護に関する証明書等 	警察署や配偶者暴力相談支援センター等が発行した「配偶者からの暴力の被害者保護に関する証明書」等提出する。	事由が解消されるまで

<注意事項>

※就労を理由とした認可保育施設の利用に関して、1か月当たりの就労時間が48時間未満の場合は、「保育を必要とする理由」を「就労」としてお申し込みできません。

※保育所の利用開始後、保育を必要とする事由を確認するため、定期的に証明書類等の提出をしていただきます。

※単身赴任等で父と母が別居していても、保育を必要とする事由の書類は、父母それぞれ提出が必要です。また、保育料は父母の市町村民税課税額の合計に基づき決定されます。

※「保育を必要とする事由」に該当しなくなったときや「教育・保育給付認定の有効期間」が終了したときは、保育所を利用することができなくなり、退所していただくこととなります。

《保護者が採用予定又は求職活動中で申込みをする場合の注意事項》

●保護者が「採用予定」又は「求職活動中」で申込みをする場合の教育・保育給付認定の有効期間は、入所日から3か月となります。

●期間満了月の20日までに就職先が決まり就労証明書が提出された場合、教育・保育給付認定の有効期間が延長されます。

保育期間満了月の20日までに就労証明書が提出されない場合は、自動的に給付認定の有効期間が終了(=退所)となります。

※20日が市役所閉庁日(土・日・祝)の場合は、翌開庁日が締め切りとなります。

《育児休業中に申込みする場合の注意事項》

- 育児休業中はご家庭での保育が可能のため、原則入所申込みができません。育児休業を事由として入所申込みを行う際は、育児休業明けの復職を予定している、又は育児休業を切り上げて復職する場合のみ可能です。
- 育児休業明けの利用開始可能日は、育児休業の終了する日の属する月の1日です（例えば4月1日利用開始の方は、4月1日から4月30日までの間に育児休業を終了し、5月1日までに復職していただく必要があります。）。復職後、2週間以内に「復職の状況が記載された就労証明書」を提出してください。

(3) 個人番号（マイナンバー）カード、本人確認書類について

申し込みにあたっては個人番号の記載が必要となります。教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書に添付する個人番号確認書類については、以下のいずれかを貼付願います。

①個人番号カード（マイナンバーカード）の写し（表と裏）

②通知カードの写し

※令和2年5月25日に通知カードは廃止されましたが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、個人番号（マイナンバー）を証明する書類として利用可能です。

③個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3ヶ月以内）

※②又は③を添付する場合は、併せて、顔写真付証明書（免許証、パスポート等）の写しを貼り付け願います。

(4) その他添付書類

次の表に掲げる世帯に該当する方は、それぞれ記載する書類を添付してください。

世帯の状況	必要書類
■生活保護受給者	令和5年1月以降に発行された「生活保護受給証明書」のコピー
■ひとり親家庭	ひとり親家庭であることを確認できる書類 （戸籍謄本、母子・父子家庭医療費受給者証、児童扶養手当証書の写し等のいずれか1つ） ※離婚調停中又は離婚裁判中の場合は、その事実を確認できる書類（調停期日通知書等）
■同一世帯に在宅障がい児（者）（同居している祖父母等）のいる世帯	該当者の障害者手帳、療育手帳または障害年金証書のコピー
■入所児童の兄弟姉妹が、 <u>私立幼稚園</u> に在園している世帯	幼稚園に在園していることを証明する書類 ※令和6年4月の入所以降に提出いただきます。

(5) 申込内容に変更があった場合

御提出いただいた申込書や添付書類の内容（住所、就労状況、家庭状況等）に変更が

あった場合は、子ども保育課または各総合支所市民福祉課まで御連絡ください。

新たに勤務先が決まった場合や勤務先が変更になった場合は、改めて就労証明書を提出してください。

申込内容と実際の家庭状況や保育を必要とする状況等に相違があることが判明した場合には、入所決定の取消しや退所になることがあります。

10. 保育所等の利用に係るQ&A

例年多くお問い合わせをいただいております内容を掲載いたしました。御一読いただき、保育所選びの参考にしてください。

Q1. 入所はどうやって決定されますか？

A1. 定員を超える申込みがあった場合、保護者の就労状況など保育を必要とする状況を指数化し、選考を行い、入所決定しています。

Q2. 申込書には、入所希望保育所を複数記載できますか？

A2. 現在は、特に低年齢児は定員を超える申込みが多い状況です。教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（以下「申込書」と表記）には第1希望から第8希望まで記入する欄がありますので、通える範囲で複数の施設を記入することをお勧めします。

なお、入所を希望しない保育所や登所・登園に無理がある保育所を申込書に記入し、決定した後に、辞退すると、他の方へ御迷惑をかける場合があります。お申し込みの際は、登所・登園が可能な保育所の中から希望する保育所を御記入ください。

Q3. 兄弟姉妹の新規入所の申込みをする場合、就労証明書などは全ての兄弟姉妹分（申込みする児童数分）必要ですか？

A3. 新規入所希望児童が2人以上いる場合は、1人に原本を添付し、その他はコピーを添付してください。

すでに兄弟姉妹が保育所に入所されている場合、現況届で提出いただいた就労証明書のコピーを添付いただいてもかまいません。

Q4. 長期で保育所をお休みさせたいのですが、その場合保育料の支払いはどうなりますか？

A4. 保育所に在籍している以上、お休みしている間も保育料は発生します。また、入所中に「保育を必要とする事由」がなくなるなど、入所の要件に該当しなくなった場合や長期間（2か月以上）欠席する場合は、退所していただくこととなります。なお、慣らし保育期間中も月額保育料に変更はありません。

Q5. 申込みの内容や就労状況の確認方法はどのようになりますか？

A5. 基本的には提出された書類で確認します。ただし、申込書や就労証明書等の添付書類の内容に不明な点がある場合などは、本人や職場に電話等で確認することがあります。また、必要に応じて、職員が自宅や職場に電話または訪問し、保育が必要な事情等をお聞きすることがあります。

Q6. 入所・入園保留通知が届きました。再度利用申請が必要ですか？

A6. 一度申請を行えば、入所が決定しない限り、年度末（3月）まで利用申請は有効です。希望した保育所に空きがなく、希望月に入所が決まらなかった場合は、翌月の調整の対象となります。

ただし、年度内に利用が決まらず、次年度以降も利用申請を継続する意思がある場合は、翌年度の利用申込みを行っていただく必要があります。

Q7. 小規模保育事業所の連携施設地とは何ですか？

A7. 小規模保育事業所では、保育所や幼稚園との合同保育や園行事への参加など児童の交流や、保育者がやむを得ない事情で保育ができない場合に代わって保育を行う等の連携を行っており、このような連携を行っている保育所や幼稚園を連携施設といいます。連携施設が小規模保育事業所の卒園児の受入れ枠を設けている場合、3歳のクラスからは連携施設に入園することができます。ただし、連携施設ごとに受入れ定員があり、申込状況により、御希望の連携施設に通うことができない場合もあります。

Q8. 別の保育所に転所したいのですが、どうすればいいですか？

A8. 一度入所した保育所から他の保育所への転所を希望する場合は、「転所届」を入所中の保育所を通して申込みください。 口頭での転所手続きはできません。

（注意）

- 原則、転居や就労先の変更などの特別な理由に限りませんが、希望転所先の保育所の空き状況などにより、必ずしも転所できるものではありません（毎年、保育所に空きが無く、転所できない方が大勢いらっしゃいます。）。今後、引越しを予定されている方、今お住まいから別の場所にご自宅を建てられる方などについては、このことを考慮し、慎重に保育所をお選びください。
- また、求職中及び育児休業中の場合は、転所の申込みはできません。
- 転所が決定した場合は、在籍している保育所に戻ることはできません。

Q9. 退所する場合の手続きについて、教えてください。

A9. 御都合により保育所を退所する場合は、「退所届」を退所（退園）希望日の10日前までに保育所（利用施設）に提出してください。 ※口頭での退所手続きはできません。

また、就労等の教育・保育給付認定基準に該当しなくなったときは、教育・保育給付認定期間内であっても退所や教育・保育給付認定の取消しとなる場合があります。

※「退所届」の提出がない場合は、通所していない期間も保育料・食材料費（副食費）をお支払いいただくこととなりますので、御注意ください。

Q10. 年度の途中で3歳になった場合、保育料は無料となるのでしょうか。

A10. 保育料は各年度の初日時点でのクラス年齢に基づいて算定しております。

そのため、年度途中で3歳になった場合であっても、保育料は無料にはなりません。

1.1. 保育料、食材料費（副食費）基準額表

(1) 石巻市認定こども園（1号認定）食材料費（副食費）基準額表

① ひとり親世帯等以外

階層区分		食材料費（副食費）月額（単位：円）	
		3歳児以上児	
1	生活保護法による。 被保護世帯等（※1）	0	
2	第1階層を除く。 市町村民税非課税世帯		
3	市町村民税のうち均等割の額のみ の課税世帯		
4	市町村民税所得割額 （※2） 課税世帯	市町村民税所得割額が 48,600円未満	3,000
5		市町村民税所得割額が 48,600円以上 77,101円未満	
6		市町村民税所得割額が 77,101円以上 211,201円未満	
7	市町村民税所得割額が 211,201円以上		

※公立こども園の食材料費は、主食費を除く副食費分（おやつ代を除く。）となります。また、夏休み等の長期休業を考慮して年間の食材料費を算出し、12等分した額を月額としております。
私立こども園の食材料費は施設によって金額が異なります。詳しくはP24を御確認ください。

（※1）の生活保護法による被保護世帯とは、生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいいます。

（※2）市町村民税所得割額とは、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、寄附金税額控除等の適用を受ける前のものです。

〔軽減〕

1 ひとり親世帯等以外の多子世帯の食材料費（副食費）の軽減

（1）市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯（階層：1～5）

市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯については、児童の年齢を問わず、食材料費（副食費）は無料となります。

（2）市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯（階層6～7）

市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯については、保育所の他にこども園や幼稚園等をきょうだいで利用する場合（のみ）、小学校第3学年までの児童から順に1、2人目の児童の食材料費（副食費）は、上記の表に掲げる金額を適用し、3人目以降の児童の食材料費（副食費）は無料となります。ただし、保育所・こども園以外の施設をきょうだいが利用している場合、「保育所・こども園保育料・食材料費（副食費）多子軽減届出書」の提出が必要です。

★市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯

- （例）
- ・ 1人目（高校生） カウント×
 - ・ 2人目（小学校第3学年） カウント○
 - ・ 3人目（幼稚園） カウント○
 - ・ 4人目（こども園）無料 カウント○
 - ・ 5人目（保育所）無料 カウント○

※年齢は各年度の初日時点での年齢（以下「クラス年齢」表記）とし、年度内はクラス年齢に基づき保育料・食材料費（副食費）を算定します。

② ひとり親世帯等（※1）

階層区分		食材料費（副食費）月額（単位：円）	
		3歳以上児	
1	生活保護法による。 被保護世帯等（※2）	0	
2	第1階層を除く。 市町村民税非課税世帯		
3	市町村民税のうち均等割の額のみ の課税世帯		
4	市町村民税所得割額 （※3）	市町村民税所得割額が 48,600円未満	3,000
5		市町村民税所得割額が 48,600円以上 77,101円未満	
6	市町村民税所得割額が 77,101円以上 211,201円未満	※公立こども園の食材料費は、主食費を除く副食費分（おやつ代を除く。）となります。また、夏休み等の長期休業を考慮して年間の食材料費を算出し、12等分した額を月額としております。 私立こども園の食材料費は施設によって金額が異なります。詳しくはP24を御確認ください。	
7	市町村民税所得割額が 211,201円以上		

（※1）「ひとり親世帯等」とは、母子世帯、父子世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯です。
（※2）の生活保護法による被保護世帯とは、生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいいます。
（※3）市町村民税所得割額とは、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、寄附金税額控除等の適用を受ける前のものです。

〔軽減〕
1 ひとり親世帯等の多子世帯の食材料費（副食費）の軽減

（1）市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯（階層：1～5）
ひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯については、児童の年齢を問わず、食材料費（副食費）は無料となります。

（2）市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯（階層6～7）
ひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額77,101円以上の世帯については、保育所の他にこども園や幼稚園等をきょうだいで利用する場合（のみ）、小学校第3学年までの児童から順に1、2人目の児童の食材料費（副食費）は、上記の表に掲げる金額を適用し、3人目以降の児童の食材料費（副食費）は無料となります。ただし、保育所・こども園以外の施設をきょうだいが利用している場合、「保育所・こども園保育料・食材料費（副食費）多子軽減届出書」の提出が必要です。

★市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯
（例） ・1人目（高校生） カウント×
・2人目（小学校第3学年） カウント○
・3人目（幼稚園） カウント○
・4人目（こども園）無料 カウント○
・5人目（保育所）無料 カウント○

※年齢は各年度の初日時点での年齢（以下「クラス年齢」表記）とし、年度内はクラス年齢に基づき保育料・食材料費（副食費）を算定します。

(2) 石巻市保育所及び認定こども園（1号認定除く。）保育料・食材料費（副食費）基準額表

① ひとり親世帯等以外

階層区分		保育料月額（単位：円）		食材料費（副食費）月額（単位：円）
		3歳未満児（3号認定）		3歳以上児（2号認定）
		保育標準時間	保育短時間	公立保育所（荻浜保育所を除く。） （※3）
1	生活保護法による。被保護世帯等（※1）	0	0	0
2	第1階層を除く。市町村民税非課税世帯	0	0	※公立保育所（荻浜保育所を除く。）の食材料費は、主食費を除く副食費分となります。公立保育所以外の各施設については、それぞれの施設で食材料費を設定しておりますので、P24を御確認ください。 なお、0円に該当される方につきましては、副食費分が0円となります。
3	市町村民税のうち均等割の額のみ課税世帯	12,000 (6,000)	8,800 (4,400)	
4	市町村民税所得割額が48,600円未満	18,000 (9,000)	13,200 (6,600)	
5	A 市町村民税所得割額が48,600円以上57,700円未満	23,000 (11,500)	16,800 (8,400)	
	B 市町村民税所得割額が57,700円以上77,101円未満	23,000 (11,500)	16,800 (8,400)	
6	市町村民税所得割額が77,101円以上97,000円未満	29,000 (14,500)	21,200 (10,600)	
7	市町村民税所得割額が97,000円以上123,000円未満	37,000 (18,500)	27,000 (13,500)	
8	市町村民税所得割額が123,000円以上169,000円未満	44,000 (22,000)	32,000 (16,000)	
9	市町村民税所得割額が169,000円以上211,200円未満	50,000 (25,000)	36,400 (18,200)	
10	市町村民税所得割額が211,200円以上301,000円未満	58,000 (29,000)	42,200 (21,100)	
11	市町村民税所得割額が301,000円以上	65,000 (32,500)	47,400 (23,700)	

（※1）の生活保護法による被保護世帯とは、生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいいます。

（※2）市町村民税所得割額とは、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、寄附金税額控除等の適用を受ける前のものです。

（※3）公立施設（荻浜保育所を除く。）以外については、各施設により食材料費（主食費・副食費）を設定しておりますので、P24を御確認の上、お申し込み願います。

〔軽減〕

1 ひとり親世帯等以外の多子世帯の保育料・食材料費（副食費）の軽減

(1) 市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯（階層：1～5A）
 市町村民税所得割額が 57,700円未満の世帯については、児童の年齢を問わず、1人目の児童の保育料は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目の児童の保育料は、半額（ ）内の金額）になります。また、3人目以降の児童の保育料は無料となります。食材料費（副食費）は、3歳以上児が無料になります。
 ★市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯（保育料）
 (例) ・1人目（高校生） カウント○
 ・2人目（保育所）半額 カウント○
 ・3人目（保育所）無料 カウント○

(2) 市町村民税所得割額 57,700円以上の世帯（階層：5B～11）
 市町村民税所得割額が 57,700円以上の世帯については、保育所他にこども園や幼稚園等をきょうだいで利用する場合（のみ）、小学校就学前で最年長の児童から順に1人目の児童の保育料・食材料費（副食費）は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目の児童の保育料は、半額（ ）内の金額）になり、食材料費（副食費）は、上記の表に掲げる金額が適用されます。また、3人目以降の児童の保育料・食材料費（副食費）は無料となります。ただし、保育所・こども園以外の施設をきょうだいが利用している場合、「保育所・こども園保育料・食材料費（副食費）多子軽減届出書」の提出が必要です。
 ★市町村民税所得割額 57,700円以上の世帯
 (例) ・1人目（小学校1年生） カウント×
 ・2人目（幼稚園） カウント○
 ・3人目（保育所）半額 カウント○（保育料のみ半額）
 ・4人目（保育所）無料 カウント○（保育料及び食材料費（副食費）が無料）

※年齢は各年度の初日時点での年齢（以下「クラス年齢」表記）とし、年度内はクラス年齢に基づき保育料費（副食費）を算定します。

② ひとり親世帯等（※1）

階層区分		保育料月額（単位：円）		食材料費（副食費）月額（単位：円）	
		3歳未満児（3号認定）		3歳以上児（2号認定）	
		保育標準時間	保育短時間	公立保育所（荻浜保育所を除く。） （※4）	
1	生活保護法による。被保護世帯等（※2）	0	0	0	
2	第1階層を除く。市町村民税非課税世帯	0	0		
3	市町村民税のうち均等割の額のみの課税世帯	5,500 (0)	3,900 (0)		
4	市町村民税所得割額が48,600円未満	8,500 (0)	6,100 (0)		
5	市町村民税所得割額が48,600円以上77,101円未満	9,000 (0)	6,600 (0)		
6	市町村民税所得割額 (Co※)	市町村民税所得割額が77,101円以上97,000円未満	29,000 (14,500)	21,200 (10,600)	4,500
7		市町村民税所得割額が97,000円以上123,000円未満	37,000 (18,500)	27,000 (13,500)	
8		市町村民税所得割額が123,000円以上169,000円未満	44,000 (22,000)	32,000 (16,000)	
9		市町村民税所得割額が169,000円以上211,200円未満	50,000 (25,000)	36,400 (18,200)	
10		市町村民税所得割額が211,200円以上301,000円未満	58,000 (29,000)	42,200 (21,100)	
11		市町村民税所得割額が301,000円以上	65,000 (32,500)	47,400 (23,700)	

※公立保育所（荻浜保育所を除く。）の食材料費は、主食費を除く副食費分となります。公立保育所以外の各施設については、それぞれの施設で食材料費を設定しておりますので、P24を御確認ください。
なお、0円に該当される方につきましては、副食費分が0円となります。

（※1）「ひとり親世帯等」とは、母子世帯、父子世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯です。
（※2）の生活保護法による被保護世帯とは、生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいいます。
（※3）市町村民税所得割額とは、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、寄附金税額控除等の適用を受ける前のものです。
（※4）公立施設（荻浜保育所を除く。）以外については、各施設により食材料費（主食費・副食費）を設定しておりますので、P24を御確認の上、お申し込み願います。

〔軽減〕

1 ひとり親世帯等の多子世帯の保育料・食材料費（副食費）の軽減

（1）市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯（階層：1～5）
ひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯については、児童の年齢を問わず、1人目の児童の保育料は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目以降の児童の保育料は無料となります。また、食材料費（副食費）は、3歳以上児が無料になります。
なお、ひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が77,101円以上の世帯については、上記の取扱いとはなりません。
★市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯（保育料）
（例） ・1人目（高校生） カウント○
・2人目（保育所）無料 カウント○
・3人目（保育所）無料 カウント○

（2）市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯（階層：6～11）
ひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が77,101円以上の世帯については、保育所の他にこども園や幼稚園等をきょうだいで利用する場合（のみ）、小学校就学前で最年長の児童から順に1人目の児童の保育料・食材料費（副食費）は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目の児童の保育料は、半額（ ）内の金額）になり、食材料費（副食費）は、上記の表に掲げる金額が適用されます。
また、3人目以降の児童の保育料・食材料費（副食費）は無料となります。ただし、保育所・こども園以外の施設をきょうだいが利用している場合、「保育所・こども園保育料・食材料費（副食費）多子軽減届出書」の提出が必要です。
★市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯
（例） ・1人目（高校生） カウント×
・2人目（幼稚園） カウント○
・3人目（保育所）半額 カウント○（保育料のみ半額）
・4人目（保育所）無料 カウント○（保育料及び食材料費（副食費）が無料）

※年齢は各年度の初日時点での年齢（以下「クラス年齢」表記）とし、年度内はクラス年齢に基づき保育料・食材料費（副食費）を算定します。

(2) 石巻市内認可保育所（園）・こども園給食費一覧

施設名	副食費月額	主食費月額	徴収方法	
公立保育所・こども園（2号）	4,500円	持参	市による口座振替	
公立こども園（1号）	3,000円	持参	市による口座振替	
釜保育所	4,700円	500円程度	施設による現金徴収	
なかよし保育園	4,700円	500円程度	施設による現金徴収	
インターナショナル・リスクール・リスカール	5,300円	700円	施設による現金徴収	
ブルーバード・インターナショナル・リスクール	5,300円	700円	施設による現金徴収	
石巻ひがし保育園	5,000円	1,500円	施設による現金徴収	
石巻たから保育園	5,000円	1,500円	施設による現金徴収	
ケヤキッズあゆみの保育園	4,500円	500円	施設による口座振替	
乳幼児保育園ミルク	5,000円	500円	施設による現金徴収	
レインボークエスト・インターナショナル・リスクール	5,300円	700円	施設による現金徴収	
ケヤキッズさくらまち保育園	4,500円	500円	施設による口座振替	
ケヤキッズのぞみの保育園	4,500円	500円	施設による口座振替	
リトルメイト・インターナショナル・リスクール	5,300円	700円	施設による現金徴収	
広瀬保育所	5,400円	600円	施設による現金徴収	
メロン保育園	4,800円	持参	施設による現金徴収	
石巻ひまわりこども園	1号	3,500円	500円	施設による口座振替
	2号	4,500円	500円	施設による口座振替
さくらこども園	4,500円	1,000円	施設による口座振替	
いしのまきセトラップ・リスクール	5,300円	700円	施設による口座振替	
穀町幼稚園	1号	3,000円	1,600円	施設による口座振替
	2号	5,400円	2,600円	施設による口座振替
アリスこども園	4,500円	1,000円	施設による口座振替	



※給食費については、施設毎にメニューや食材等にそれぞれ創意工夫されており、一律となっておりませんので、詳しくは、各施設にお問い合わせください。

